

議案第86号

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

幕別町道路占用料に関する条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料		
		単位	料金	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	380	
	第2種電柱		580	
	第3種電柱		780	
	第1種電話柱		340	
	第2種電話柱		540	
	第3種電話柱		740	
	その他の柱類		支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）	34
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年	3
	地下に設ける電線その他の線類			2
	路上に設ける変圧器		1個につき 1年	330
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき 1年	200
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき 1年	680	
			204	
郵便差出箱及び信書便差出箱			280	
広告塔		表示面積1平方メートルにつき 1年	670	

	その他のもの	時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	680
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	14
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			20
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			30
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			41
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			61
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			81
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの			200
	外径1メートル以上のもの			410
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道及び索道		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	680
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード			68
	日よけ、雨よけ及び雪よけ			680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			330
	地下に設ける通路			200
	その他のもの	地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベア		680

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき 1日	7
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき 1月	67
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板で電柱類（電柱、電話柱、街灯、消火栓標識柱）に添架する広告物		表示面積 1平方メートルにつき 1年	469
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき 1月	67
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき 1年	670
	標識	バス停留所標識	1本につき 1年	270
		商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内標識		540
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	7
		その他のもの	1本につき 1月	67
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき 1日	7
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき 1月	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	670
その他のもの		330		

令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1	680
令第7条第3号に掲げる施設			平方メートルにつき 1年	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積 1平方メートルにつき 1	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			月	68
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く）に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき 1年	Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	

令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町道路占用料に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料から適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。